

建設工事書類スリム化の手引き

～工事書類は必要最小限に～

今回更なる工事関係書類のスリム化を通じて働きやすさ改善を行うため、スリム化の手引きを作成しました。本手引きを活用し、工事書類削減に向けた積極的な取り組みをお願いします。

但し、受注者の社内で必要とされる工事書類作成を妨げるものではありません。また、法令等に規定された書類の作成は適切に行ってください。

工事書類のスリム化の原理・原則

- 南島原市は、仕様書等で提出を求めている書類の**提出を求めない**。
- 受注者は、仕様書等で提出を求められていない書類は**提出しない**。
- 南島原市は、仕様書等で提出を求めている書類は**受理しない**。

1. 工事関係書類のスリム化のポイント

工事着手時

事前協議により、作成する工事書類の明確化!

受発注者間で、【指示】、【承諾】、【協議】、【提出】、【提示】、【通知】、【報告】用語の定義について確認し、工事提出書類等一覧表(長崎県HPで公開中)を使い、施工中の工事資料、工事完成時納品資料について事前協議しましょう!

施工中

協議に添付する書類は必要最小限かつ簡潔に!

工事施工において必要となる協議資料は、必要最小限とするよう受発注者間双方で意識し進めることが大切です。

受注者発議による協議でも、設計図書照査項目・内容以外の照査や照査を行った結果生じた計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査の実施に係わる協議書類の作成は発注者の責任で行うこととなっています。【受注者に求める設計図書の照査範囲は、**設計変更ガイドライン**(長崎県のHPで公開中)で確認下さい。】

2. 工事関係書類のスリム化

主な、作成・提出を不要とした工事書類を以下に紹介します。スリム化にご協力下さい。

① 計画工程

施工計画書を提出する工事は計画工程表の提出不要! (共[1]1-1-6)

項目	単	数	○月	○月	○月	○月	○月
工種	種別	位	量	10	20	10	20
擁壁工	既製杭工	本	○	○	—	—	—

提出不要

請負代金が500万円以上の工事は提出不要。

② 履行報告

履行報告書は作成不要! (共[1]1-1-30)

工事履行報告書

工事名	○○○○工事		
工期	平成○年 9月 ×日	～	平成△年 5月 ×日
日付	平成○年 12月 ×日 (12月分)		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
平成○年 9月	5	5	

場合によって作成

契約書第37条の規定により中間前金払請求する場合は必要。

実施工程表については、監督職員が提示を求める場合があります。

③ 下請負人報告書(完成時)

施工体系図により通知するため提出不要! (工執第12-2条)

提出不要

④ 施工体制台帳

技術者の顔写真は不要

作成不要&簡素化

監理技術者、主任技術者(下請負含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)の顔写真不要としました(H31.4～)。また、下請負通知書の下請負業者の押印を不要と整理しました。

建設工事下請負人報告書

工事番号	平成 年度(年度)(年度) 第 号		
工事名			
工事場所	契約年月日	平成 年 月 日	
	請負代金額	円	
発注者	下請負人	下請負人 建設業許可番号	下請負人の所在地
		契約金額	工期
			下請工事内容

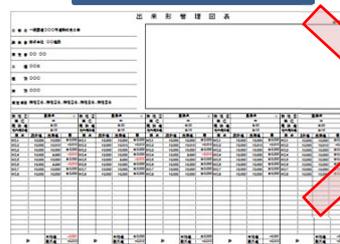
⑤ 品質・出来形管理

工程能力図(10点未満)、ヒストグラムは作成不要!

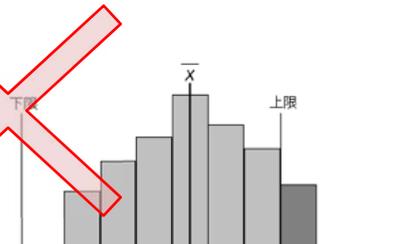
✗ 工程能力図(10点未満)及びヒストグラムは、品質・出来形管理図表と内容が重複するため、作成する必要はありません。

作成不要

工程能力図



ヒストグラム



⑥ 品質証明(土木工事のみ)

提出書類は品質証明書のみ!

- × 品質証明書には、品質証明に関する試験成績報告書や製品カタログ等の書類を添付する必要はありません。また、JIS製品はマーク表示された写真でOK!

添付書類



- ・試験成績報告書
- ・製品カタログ
- ・臨場写真…等



JIS製品は品質証明資料保存不要

長崎県コンクリート製品評価会議発行の監査合格証の写しの提示で可

参考資料不要

アルカリ骨材反応対策適合もJIS製品・監査合格証品は提示でOK!

⑦ 段階確認書(確認、立会依頼も含む)

監督職員や現場技術員(工事監理者)が臨場した場合は、状況写真不要!

- × 段階確認のために新たに資料を作成する必要なし。
段階確認書に添付する資料は、受注者が作成した出来形管理資料に監督職員等が確認した実測値を手書きで記入した資料のみ。
- × 監督職員等が段階確認に臨場した場合、受注者は監督職員等の立会い状況写真は不要。
- ⚠ 監督職員に代わり現場技術員(工事監理者)が臨場する場合、監督職員への説明資料が必要な場合は現場技術員(工事監理者)が作成する。

段階確認書

添付するのは、手書きで実測値を記入した出来形管理図表や設計図等のみ

段階確認書の添付書類

- × 段階確認時の新たな資料の作成(確認結果記入様式等)



状況写真

新たな作成不要

検査時の確認写真は作成不要！

× 排ガス・低騒音機械の確認書は、監督職員等が施工プロセスのチェックリストで確認できるため、竣工検査時に確認写真を作成する必要はありません。



排ガス・低騒音機械確認写真

メーカー名 ○○○○○○
形式名 ○○○○○○
指定番号 ○○○○○○

※設計金額が1,000万円以下の場合にはプロセスチェック対象外なので確認写真は必要。

施工計画書の提出が不要

500万円未満の工事では施工計画書の提出不要！

× 施工計画書【(共[1]1-1-6)】提出が不要です。

但し、請負金額500万円未満でも監督職員の指示等がある場合は提出が必要。

※建設事故防止の為に施工手順を表した施工計画書の作成は必須です。

「報告」は書面不要

南島原市では、「報告」は書面提出の必要はなく、口頭でよい。

共通仕様書等で報告としている例

- ・監督職員による検査(確認、立会等)の実施日報告【共[1]1-1-23】
- ・完成検査の実施日報告【共[1]1-1-25】
- ・既済部分検査等の実施日報告【共[1]1-1-26】
- ・中間検査の実施日報告【共[1]1-1-27】
- ・災害発生時の応急処置報告、管理者不明の地下埋設物等を発見等【共[1]1-1-32】

用語の説明 【共[1]1-2-15～21】

【指示】契約図書に基づき工事の施工上必要な事項について、書面により示し、実施させること。

【承諾】契約図書で明示した事項について同意すること。

【協議】書面、対面、連絡等により契約図書の協議事項について対等の立場で合意し結論を得ること。

【提出】工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、提出すること。

【提示】工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明すること。

【通知】施工に関する事項について、書面により互いに知らせること。

【報告】工事の施工に関する事項について、知らせること。

工事实績情報サービス(コリス)

工事实績情報サービスの登録内容確認と登録後の提出不要!

請負金額500万円以上の工事では、工事实績情報サービスへの登録が必要ですが、登録内容の発注者確認と登録後の提出は不要です。
また、工事請負金額の変更だけでは登録変更不要です。

確認・提出不要

⑫ 再生資源利用計画書等

500万円未満の工事では再生資源利用計画書等の提出不要!

再生資源利用計画書(実施書) 一建設資材輸入工事用一

前の画面に戻

✗ 再生資源利用計画書・実施書、再生資源利用促進計画書・実施書【(共[1]1-1-22-4~5)】などの提出が不要です。但し、特定建設資材を使った工事では、提出が必要な場合があります。

特定建設資材(コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材)を用いた建築物等に係る解体工事又は新築工事等の一定規模以上の建設工事では提出が必要です。

⑬ 施工計画書(変更)

変更した施工計画書はその部分のみの提出でOK!

✗ 施工方法等の変更により施工計画書を変更追加する場合は、その変更箇所のみでの提出。また工事完成時の最終版の施工計画書一式の提出は不要です。【(共[1]1-1-6-2)】

変更追加部分のみ提出

⑭ 工事測量基準点

発注者指定の基準点を利用する場合は承諾不要! (共[1]1-1-42)



承諾簿

承諾不要

課長	課長 補位	係長	総括監督員	主任監督員	監督員	現場代理人	主任技術者 又は 監理技術者
----	----------	----	-------	-------	-----	-------	----------------------

工事打合せ簿

発議年月日	<input type="radio"/> 発議者	<input type="radio"/> 発議事項
	<input type="radio"/> 発注者	<input type="radio"/> 指示 <input type="radio"/> 通知又は提出 <input type="radio"/> 協議 <input type="radio"/> その他 ()
	<input type="radio"/> 受注者	<input type="radio"/> 承諾 <input type="radio"/> 通知又は提出 <input type="radio"/> 協議 <input type="radio"/> その他 ()
工事番号	発注者名	
工事名		
(内容)		

貸与された測量成果簿と現地差異がある場合は協議が必要。

⑮ 距離標の移設

距離標等の移設・破損報告様式の見直し！

× 工事測量結果が設計図書の位置や数値に差異があれば協議が必要です。また距離標の移設が必要な場合が承諾が必要です。このため、必要書類書式を見直し、簡素化しました。

測量標等の移設承諾願【(共[1]1-1-42-3)】、測量標の破損報告【(共[1]1-1-42-2)】は、工事打合せ簿を工夫し簡単にしました。なお、必要な用地幅杭が存在しない協議【(共[1]1-1-42-3)】も、同じ工事打合せ簿で協議できるように工夫。

副監督員 又は 担当課長等	主任監督員	監督員	現場代理人 又は 監理員等
工事打合せ簿			
発議年月日	発議者	発議事項	
●●●●●●	●●●●●●	<input type="checkbox"/> 発議 <input type="checkbox"/> 途中 <input type="checkbox"/> 通知又は理由 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> その他 ()	
工事番号	発注者名	▲▲建設(株)	
工事名	●●●●●●		
(内容)			
長崎県建設工事員選任様式 1-1-4 工事測量において、以下の事象が発生したので【報告・協議】を行うものである。			
【報告事象】			
<input type="checkbox"/> 既設測量標や水准点等に変動や損傷が生じた。			
【協議事象】			
<input type="checkbox"/> 測量成果が設計図書に示されている数値と差異が生じた。			
<input type="checkbox"/> 用地幅杭が破損しない。			
対象項目を選択	【別添資料】 関係する測量成果等の資料を添付		

様式工夫

写真管理

工事写真撮影枚数の削減！

施工状況写真、出来形管理写真等の工事写真については、写真管理基準に基づき整理して提出してください。写真管理基準以上の撮影頻度の写真については提出不要です。また、使用材料写真についても使用後において、寸法、数量が確認できないもののみ、検収写真を撮影し、提出してください。

【写真削減事例（施工状況）】



施工が仕様書や施工計画書どおり行われていることが確認できる写真で重複となっている写真の削減



**作成不要書類を添付しても書類の見栄えが良くても
工事成績では評価しません。**